# 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

2020年8月19日 東京商工会議所

# 基本的な考え方

わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数の 99.7%を占め、雇用の約7割を支え、従業員への給与支払総額の約4割、社会保険料の事業主拠出分約5割を負担するなど、雇用を通じて日本の財政や経済に大きく貢献するだけでなく、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域経済およびまちの活性化の両面に寄与している。現在、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業・小規模事業者が経営交代期を迎える「大事業承継時代」が到来し、後継者不在を理由とした廃業も増加している。中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」を円滑に次代につなぐことが喫緊の課題となっている。

そのような中、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、わが国経済は過去に例のないような大きな打撃と混乱が生じ、多くの中小企業・小規模事業者は深刻な経営状況に陥っている。事業者は、「ウィズコロナ」において、自社の業務プロセスの抜本的な見直しや、新製品・新サービス開発、事業ドメインの再構築など新しい取り組みが求められている。企業が活力を高め、生産性を向上させていくことが必要だが、日々の事業活動が優先され事業承継対策が後回しになることから、さらなる支援強化が必須である。抜本拡充された事業承継税制の利用を促進するとともに、事業承継時に焦点を当てた経営者保証ガイドラインの特則を活用した従業員承継の促進や、後継者不在の企業に対する第三者承継の推進など、引き続き中小企業の価値ある事業の円滑な承継に取り組んでいく必要がある。

昨今、事業承継の重要性に関する認識の高まりから、国においては事業承継税制の抜本拡充や個人版事業承継税制の創設、第三者承継支援総合パッケージ、中小M&Aガイドラインの策定など、東京都においては事業承継税制担当の設置や事業承継支援助成金の創設、地域金融機関による事業承継促進事業の創設など、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を後押しする制度が整ってきている。一方で、各種施策や税制について、中小企業・小規模事業者の理解度はいまだに高くない。支援施策の充実や、事業承継のサービスを提供する民間事業者が増加したことは歓迎されるべきであるが、情報が氾濫し、経営者が自社にとって真に必要な対策を見極められず、困惑するというケースも見受けられる。経営者の理解度を高めることは、事業承継対策の早期着手の「気づき」につながることから、さらなる制度の整備を行うとともに、スピーディかつ正確な周知が必要である。

東京商工会議所では、都内4か所に設置したビジネスサポートデスク(東京都地域持続化支援事業(拠点事業))において、昨年度780社に対して総合的かつ精緻な事業承継診断を行うなど、延べ3,130件の事業承継相談を実施した。また、小規模な事業者のM&Aのマッチング支援を東京都事業引継ぎ支援センター(国の委託事業)において実施し、908社の新規相談、75件の成約を実現している。当商工会議所は今後も地域経済団体として、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を実現すべく、事業承継支援に尽力する所存である。政府、東京都におかれては、喫緊の課題である中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継をより一層促進していくため、以下の事項に関して、具現化されるよう推進されたい。

# 【参考1:中小企業の円滑な事業承継に向けた東京商工会議所の取り組み】

・東京商工会議所では、「気づき」の段階から、プレ承継、親族内承継・従業員承継を中心として、ビジネスサポートデスク(東京都地域持続化支援事業(拠点事業))にて支援を行い、主に第三者承継(M&A)を東京都事業引継ぎ支援センター(国の委託事業)にて支援している。



- ○ビジネスサポートデスク (BSD) (東京都地域持続化支援事業 (拠点事業))
- ・事業承継をはじめとした、高度かつ専門的な経営 課題(事業承継・創業・経営革新など)に対応す るため、支援拠点を東西南北の4エリアに設置。 23 支部と連携した相談体制を構築している。
- ・拠点には中小企業支援の専門家(コーディネータ) が常駐し、課題を整理して支援プランを作成。コ ーディネータにくわえ、必要に応じて各分野の専 門家を派遣し、きめ細かに支援。



- ○「社長 60 歳『企業健 康診断』<sup>®</sup>」事業
  - ・事業承継に向けて企業の現状と課題を専門家が無料で診断し、診断結果に基づく対策も無料サポートしている。

- ○事業承継対策委員会における取り組み
- ・事業承継税制の利用 促進に資するセミナ ーの実施。

(本部・23 支部にて 29 回・500 名以上受講)



- ・「社長の思いを次代へ つなぐ!事業承継事 例集」の発行(実名に て掲載)。
- ※親族内承継 6件従業員承継 2件第三者承継 3件



「事業承継支援ハンドブック」の発行。

【経営者向け:「会社を未来へつなぐために今からできること」】

に関するチェックリスト」を掲載。

【支援担当者向け:「中小企業・小規模事業者の事業承継における公的支援活用術」】

地域金融機関や支援機関担当者向けのハンドブックでは、経営者との接触から東京商工会議所の支援メニューと自行の支援とを組み合わせた支援手法について、具体的な会話例なども交え掲載。





### ○東京都事業引継ぎ支援センター

・事業承継に関する相談のうち、とりわけ「第三者への会社の譲渡」についての相談に対応。その中でも、民間M&A会社では対応が難しい小規模な事業者のマッチングを支援。売上高1億円未満の事業者からの相談が約半数を占めている。M&Aの実行支援までを行うことで、円滑な事業のバトンタッチを支援している。

#### 【新規相談·成約実績】



# I. 事業承継の早期着手の実現

#### 1. 総合的な支援体制の維持・強化

事業承継は、本業である事業の承継と、株式を含めた事業用資産の承継に大きく二分される。それぞれ個別の対策が必要であり、個社によって有効な対策方法は異なる。さらに、対策を行うには相応の期間と労力がかかることから、早めの取り組みが重要であるが、日々の経営が優先され、多くの企業において事業承継対策は後回しになるケースが多い。くわえて、現在、新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受け、中小企業経営者にとって、より一層の経営努力が求められている。そのような中、「価値ある事業」を次代へ円滑につないでいくためには、早期対策の重要性について経営者の「気づき」を促進する活動が重要であるとともに、「ウィズコロナ」における強力な支援が必要である。

国においては、平成 29 年度、「プッシュ型事業承継支援高度化事業」として、早期・計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気づき」を促進するため、都道府県単位で、商工会議所、金融機関などの身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」が構築された。本事業では、プッシュ型の事業承継診断により、経営者から、事業承継にかかる悩み・課題・ニーズを掘り起こしたうえで、適切な支援機関に取り次ぐことができる。また、必要に応じて地域の専門家による支援も行うなど、経営者の「気づき」促進の一助となっている。

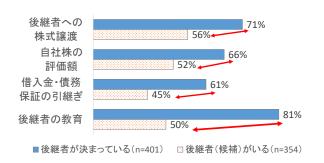
東京都においては、「事業承継・再生支援事業」として、中小企業が事業承継に取り組む(承継後も含む)過程において、外部専門家などに委託して行う取り組みに対し、その経費の一部が助成されるほか、普及啓発・後継者教育セミナーを開催するなど、幅広い支援を行っている。また、「地域金融機関による事業承継促進事業」では、地域にネットワークを持つ金融機関が窓口になることで、事業承継にかかる課題の洗い出しから解決策の立案、ならびに事業承継などにかかる資金調達までの取り組みを並行して支援することが可能となっている。いずれにおいても、経営資源の少ない中小企業においては非常に有効な事業であることから、今後も継続して支援されたい。

# 2. 早期の事業承継促進による生産性向上の実現

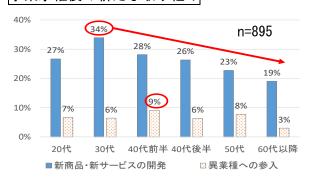
新型コロナウイルスの感染拡大により、わが国の経済活動は大きな転換を求められている。中小企業においても、テレワークや時差出勤、オンラインでの面談や会議など社内体制および業務プロセスの抜本的な見直しや、新製品・新サービス開発など事業ドメイン再構築が求められている。他方、当商工会議所の調査によると、30代から40代で事業を引き継いだ経営者は、事業承継後に「新製品・新サービスの開発」など前向きな取り組みを行い、業況を拡大させている割合が高い。また、30代から40代前半を適切な事業承継時期として挙げている経営者も多く、後継者が適切な時期に事業を引き継ぎ、時代に合った経営をすることが中小企業の生産性向上の実現に寄与している。現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した早期事業承継対策の「気づき」を促進すべく、例えば当商工会議所の調査結果を掲載したチラシの配布など周知を図られたい。

新型コロナウイルスの感染拡大という未曽有の危機に直面するなか、中小企業においても多くの変革を求められており、さらに事業承継対策が後回しになりがちないまこそ、早期の事業承継を促進すべきである。また、若くして承継した経営者が、若い感性で大胆な革新的取り組みを行えるよう、事業承継補助金をはじめ積極的な支援を図られたい。

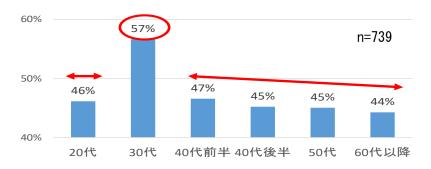
# 事業承継の課題別取組状況(後継者決定の有無)



# 事業承継後の新たな取り組み



# 事業を引き継いだ年齢と業況が良くなった割合



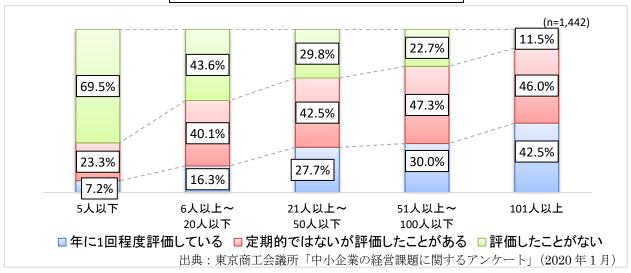
出典:東京商工会議所「事業承継の実態 に関するアンケート調査」(2018年)

#### 3. 自社株式の評価促進

事業承継対策を検討するにあたり、自社の現状を知ることが重要である。経営権(株式)の承継においては、自社株式の評価額がどの程度なのかによって、有効な対策が異なることから、まずは自社株式の評価額を認識する必要がある。しかし、当商工会議所の調査によると、自社株式評価額を算定したことがない企業は4割に上り、毎年定期的に自社株式の現状を確認している企業は2割に満たない。他方、毎年定期的に算定している企業、な

らびに過去に算定したことがある企業においても、昨今の新型コロナウイルス感染拡大が中小企業の財務諸表に与えた影響は大きく、株式評価額の変動が予想されることから、いま一度自社株式の評価額を算定するべきである。また、経営者のみならず、支援機関や金融機関の担当者からも、「企業の株式評価額の算定により、事業承継対策の必要性に気づいた」という声が多いことから、自社株式評価額の算定を強力に促進すべきである。近年、民間金融機関でも、自社株式評価額をシミュレーションするサービスを開始しているが、東京都の「事業承継・再生支援事業」における事業承継支援助成金は、外部専門家を活用した株式評価額算定費用の一部が助成されることから、積極的な周知を図られたい。

# 自社の株式価値の算定状況(従業員規模別)



#### 【都内中小企業の声】

- 後継者が一日も<u>早く"経営"を意識するように、早い段階から資金繰り管理などを</u> 行わせるべき(製造業)
- 後継者候補の長男が入社。特例承継計画の提出を検討しており、株価の算定も毎年行っている(製造業)
- 株価対策の必要性など早期の事業承継に対する「気づき」がなく、事業承継税 制までたどりつかない経営者が多い(金融業)

### <具体的な項目>

- ▶ 事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進
  - ・国における株式評価算定の補助制度の創設(国)
  - ・事業承継をはじめ地域の事業者の事業継続に資する地域持続化支援事業(拠点事業「ビジネスサポートデスク」)の安定的・継続的な予算確保(東京都)(コーディネータを統括するプロジェクトマネジャーの設置、拠点の増設、質の高い専門的支援ができるコーディネータの継続、相談対応強化のための事務所整備への対応)

- ・「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続、および後継者の年齢を考慮 した事業承継の気づきの促進(東京都)
- ▶ 現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継支援の実現・ベンチャー型事業承継の支援事例発信(国)
- ▶ 後継者の新たな取り組みを支援する事業承継補助金の継続・予算拡充(経営革新 計画認定企業の優先採択等)(国)
- ▶ 東京都の事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充(東京都)

# Ⅱ. 抜本拡充された事業承継税制の利用促進

#### 1. 特例承継計画の周知・申請の促進

平成30年度の税制改正で抜本拡充された事業承継税制においては、改正前と比較し、納税猶予の対象となる株式や納税猶予の割合などの点において優遇されている。また、平成31年度税制改正により創設された個人版事業承継税制においても、多様な事業用資産に係る贈与税、相続税の納税猶予が可能となっており、個人事業主の事業承継における後継者負担軽減につながるものである。いずれの改正も事業承継対策支援の強化につながるものであり、大いに歓迎したい。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、多くの中小企業は事業存続の危機に直面するほど経営に大きな影響が生じている一方、事業承継の観点では好機と捉えることもできる。後継者による新たなビジネスモデルへの転換に向けた取り組みや、イノベーションの創出が期待され、あわせて、景気や業績の悪化に伴い自社株式の評価額が下がることで、税負担を軽減することができる。一方、経営者の高齢化が進む中において、感染症などの拡大により経営者に万が一のことが発生した際に、突然、高額な納税負担が発生するというリスクも懸念される。相続や贈与の税負担による企業経営や後継者への負担を回避する観点からも、新型コロナウイルスへの対策が求められる中においても、事業承継の計画的な準備と、贈与税・相続税の納税が猶予される特例承継計画の提出がこれまでにも増して重要となっている。

特例承継計画は、改正前の一般事業承継税制と比べ平年ベースで約10倍のペースで申請されており、2020年4月末時点で累計6,500件を超えるなど、利用が広がっている。しかし、中小企業庁によると、2025年までに、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人とされ、潜在的な利用者数はまだ多く存在すると考えられる。これらの状況に鑑みて、2023年3月末の申請期限までに、さらに多くの経営者が本制度を理解し、特例承継計画の申請を促進するための取り組みが必要である。したがって、経営者のみならず、中小企業の支援機関、士業などの専門家や地域金融機関を巻き込んで、より広い層に周知強化を進めるべきである。

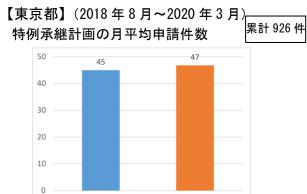
また、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、中小企業には、事業継続やこの局面を乗り越えるための経営努力が求められている。新型コロナウイルスの収束時期や、経済回復の状況によっては、特例承継計画の申請など事業承継に向けた取り組みが遅れることが懸念される。そのため、2023年3月末までとなっている特例承継計画の提出期限、また、2027年12月末までとなっている抜本拡充された事業承継税制を延長することを検討されたい。

事業承継税制の利用促進にあたっては、株式のうち外国子会社相当分が対象に含まれないことから、事業承継税制の対象となる株式の金額が小さくなり、活用しづらいといった声もあがっている。中小企業においても海外進出が進む中で、海外進出している企業であっても事業承継税制が活用できるよう、外国子会社株式相当分も猶予の対象とすることを検討されたい。

# 抜本拡充された事業承継税制の申請実績

#### 【国】2019 年度申請実績(累計 2018 年 4 月~)





2019 年度

2018 年度

#### 2. 事業承継税制の認知度向上・正しい理解促進

特例承継計画の申請促進とあわせて、事業承継税制の正しい理解促進に向けた取り組みも重要である。当商工会議所の調査によると、事業承継税制について改正内容まで知っている事業者は約2割程度にとどまり、前年の調査時と同水準となっている。抜本拡充前の一般事業承継税制で感じられていた「使いづらい」といったイメージが先行するなど、抜本拡充された内容を正確に理解していない経営者、また、税理士などの専門家においても正確な情報を経営者に伝えていないケースも多数見受けられる。

事業承継税制の利用促進には、贈与税や相続税について 100%の納税猶予や雇用維持要件の緩和、経営環境変化に応じた株価下落時の納税額再計算などの抜本拡充された内容やメリット、申請手続きなどを整理するとともに、この特例が 2027 年までの時限措置であることを、経営者が正しく理解するための情報発信が重要である。そのため、経営者向けの施策情報や、活用事例などの周知徹底を図り、あわせて、経営者が情報に触れる機会を増やすためにも、経営者にとって主な情報の入手元である、税理士などの専門家や金融機関などの支援機関による、情報周知や利用促進の働きかけ強化が求められる。

また、支援機関による改正内容の周知強化とあわせて、事業承継税制の活用にあたってのサポートも重要である。具体的には、特例承継計画提出に向けた事業承継計画の策定から、計画実施段階や承継後の円滑な事業運営に向けた助言やサポートなどの支援が必要となる。また、今後事業を引き継ぐ後継者が、認定取り消しの際の納税負担や、財産価値が株式に集中している場合に、相続時に公平な財産承継ができなくなるなど、事業承継税制を利用した場合に生じるさまざまなリスクを理解し、必要に応じて対策を取るなど、制度への正しい理解と備えが重要となる。事業承継税制の提出を支援する認定支援機関は、申請手続きだけでなく、これらの点も踏まえた適切な情報提供、多面的な支援、フォローを

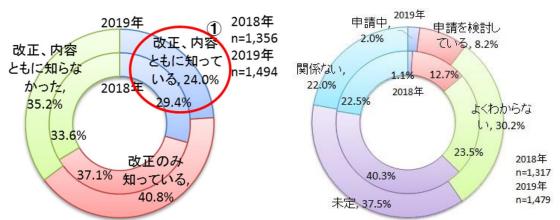
担う必要があり、支援体制強化とあわせて、適切な情報周知の強化を進めるべきである。

事業承継税制の実際の運用については、贈与税における一般措置を過去に利用した事業者が新制度に乗り換えられない、相続税の納税猶予にあたっては、相続時に後継者が役員に就任しておらず、先代経営者が急逝した場合には役員就任要件を満たせず、税制を利用できない、などの声があがっている。過去に贈与税に係る納税猶予制度を利用した企業に対して抜本拡充された事業承継税制に移行できるように配慮することや、相続税の納税猶予を利用する場合に限り後継者に係わる役員就任要件を撤廃するなど、実際に制度を活用、または活用を検討する事業者や、税理士などの専門家や金融機関などの支援機関の声をもとに、制度面からも円滑な事業承継の後押しを検討されたい。

なお、東京都におかれては、産業労働局内の事業承継税制担当により、特例承継計画や 事業承継税制の認定窓口を運用し、制度の詳細な解説や相談者の電話対応に丁寧に応じて いる。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応を行われたい。

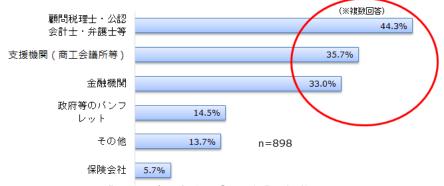
#### 抜本拡充された事業承継税制の認知度

# 特例承継計画の策定状況



出典:東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」(2020年1月)

#### |抜本拡充された事業承継税制の改正の入手元| ※改正内容を知っている事業者のみ



出典:東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」(2019年3月)

#### 【都内中小企業の声】

- **東商支部で情報提供された事業承継税制を活用**して株式承継を行う予定(製造業)
- 特例承継計画の提出を検討しているが、10 年間の期限終了後に不安が残る(卸売業)
- 株価を算定し熟考した末、事業承継税制を利用しないこととした(サービス業)

### <具体的な項目>

- ▶ 事業承継税制の認知度向上(国・東京都)
  - ・事業承継税制の理解のさらなる促進に向けた周知活動の強化
  - ・支援機関をはじめ、専門家や地域金融機関を巻き込んだ対策の推進
- ▶ 特例承継計画策定に向けた周知強化(国・東京都)
  - 特例承継計画策定支援の推進
- ▶ 事業承継税制の制度の改善(国)

(申請手続きの緩和)

- ・(新)新型コロナウイルス感染症の中小企業への影響に鑑み、「特例承継計画」 の提出期限延長、抜本拡充された事業承継税制の期限延長
- ・(新) 災害発生時における認定申請期間の延長規定の明確化
- ・(新) 都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化 (制度適用対象の拡大)
- ・相続発生時における後継者の役員就任要件の撤廃
- ・納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式における外国子会社株式の対象化 (制度適用後の不安解消)
- ・提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
- ・過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継 税制への移行の容認
- ➤ 経営承継円滑化法における遺留分に関する民法特例の対象拡大(国)
- ▶ 個人版事業承継税制、小規模宅地の特例など、個人事業主の事業承継対策の周知 促進(国・東京都)

# Ⅲ.「経営者保証に関するガイドライン」の事業承継時特則の利用促進

#### 1. 事業承継時特則の利用促進

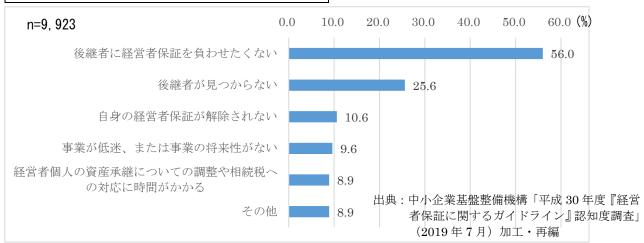
独立行政法人中小企業基盤整備機構の調査によると、「事業承継を検討する際における延期・断念する理由」について、「後継者に経営者保証を負わせたくない」との回答が最も多かった。一方で、後継者自身も経営者保証の承継を敬遠するケースが多い。とりわけ、従業員承継では、後継者候補の従業員や従業員の家族が借入金の経営者保証に二の足を踏み、事業承継が失敗する事例が散見される。事業承継時において、借入金、ならびに債務保証(経営者保証)は経営者、後継者双方にとっての最大のネックとなっている。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行きが見通せないなかで、後継者にとって経営者保証の存在はますます障害となることが予想される。

政府系金融機関である株式会社商工組合中央金庫では、2020年1月より「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定条件を満たす企業には原則無保証とする旨を公表した。また、信用保証協会でも事業承継時に一定の要件下で経営者保証を不要とする信用保証制度が創設された。民間金融機関においても、2019年度下期より経営者保証のない融資の実績など(KPI)を公表するなど、融資の無保証化に向けた取り組みが拡大傾向にあることは大いに歓迎したい。

そのような中、2019年12月に公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」(2020年4月運用開始)は、承継の際に前経営者と後継者から二重で債務保証を求めることを原則として禁止しており、さらに後継者からの取得については、事業承継の阻害要因となることを十分考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁である経営者保証の引継ぎ問題を解決する一助になりえることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関など広く周知を図られたい。

他方、金融機関が後継者に対し債務保証を求めるか否かについて検討するうえで、「経営者保証に関するガイドライン」では、中小企業に対し、①法人と個人の分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示、を求めている。経営者保証の解除を希望する中小企業経営者が、そのために何をすべきなのかについては、金融機関より引き続き真摯な説明を行うよう指導の徹底を図られたい。あわせて、中小企業庁が行う「経営者保証コーディネーター」制度は、経営者保証を解除するため、磨き上げに取り組む企業を支援するものであり、活用促進に向け積極的な周知を図られたい。

#### 事業承継を検討する際における延期・断念の理由



#### 【参考2:事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の概要】

本特則は、「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、主たる債務者、保証人および対象債権者のそれぞれに対して、事業承継に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたもの。経営者保証が阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者の双方からの二重徴求を行わないことなど以下の考え方が明記された。

- 1. 前経営者、後継者双方からの経営者保証の二重徴求の原則禁止(例外を4類型に限定列挙)
- 2. 後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し慎重に判断
- 3. 前経営者の経営者保証の継続は慎重に検討
- 4. 金融機関は、内部規程(判断基準等)等を整備し、保証契約の必要性について具体的に説明

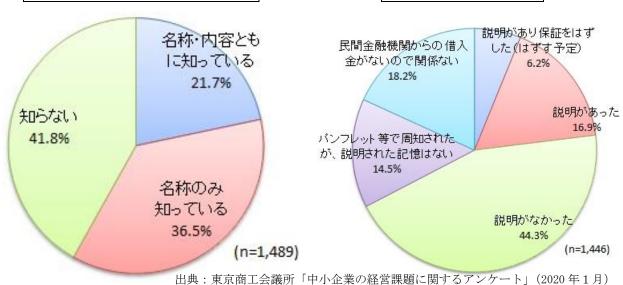
#### 2. 金融機関向け周知・運用状況の確認・指導

2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の認知度は、当商工会議所の調査によると、「名称、内容ともに知っている」との回答が21.7%、「名称のみ知っている」をくわえても6割にも満たないことから、依然として低い水準にある。一方、経営者が「経営者保証に関するガイドライン」について知る機会は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の調査結果にもあるように、「金融機関からの説明」が最も多い。今後、中小企

業経営者における、本ガイドライン、ならびに今般公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」への理解度を向上させるためには、金融機関が果たすべき役割は非常に大きいといえる。正確、かつ迅速に本制度を広く中小企業経営者に周知するために、金融機関担当者に対する周知を徹底されたい。また、民間金融機関においては、2019年度下期より経営者保証のない融資の実績などを公表するとしているが、本特則についても、継続的に運用状況のモニタリング調査を実施されるとともに、運用状況が著しく低い金融機関においては運用促進に向けた指導を行われたい。

# 経営者保証ガイドラインの認知状況

# 民間金融機関の説明状況



#### 「経営者保証に関するガイドライン」の情報入手先 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% n=4. 938 金融機関からの説明 42.6% 税理士・会計士・弁護士などの専門家からの説明 19.1% インターネット 17.8% 新聞、雑誌、広報誌 17.2%商工会・商工会議所からの説明 16.7% その他 26.0% 出典:中小企業基盤整備機構「平成30年度『経営者保証に関するガイドライン』 認知度調査」(2019年7月)加工・再編

#### 【参考3:「経営者保証に関するガイドライン」の概要】

経営者保証を提供せず融資を受ける際や、保証債務の整理を行う際の「中小企業・経営者・金融機 関共通の自主的なルール」として 2013 年 12 月に策定・公表されたガイドライン。

2014年2月に金融庁は監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施し、金融機関は以下の3点の経営状況を満たす企業に対しては、「経営者保証を求めない融資」や「経営者保証付き融資に代わる融資の方法(代替的な融資手法)」(※)を検討することが求められるようになった。

※「経営者保証付き融資に代わる融資の方法(代替的な融資手法)」 停止条件や解除条件付保証契約、流動資産担保融資(ABL)、金利の一定の上乗せなど

①法人と個人の分離	②財務基盤の強化	③適時適切な情報開示
<ul> <li>融資を受けたい企業は、役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付など、法人と経営者の間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図る。</li> <li>そうした体制の整備・運用状況について、公認会計士・税理士などの外部専門家による検証を行い、その結果を債権者に適切に開示することが望ましい。</li> </ul>	<ul><li>●融資を受けたい企業は、財務状況や業績 の改善を通じた返済能力の向上に取り組 み、信用力を強化する。</li></ul>	<ul> <li>●融資を受けたい企業は、自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請に応じて、資産負債の状況や事業計画、業績見通し及びその進捗状況などの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保する。</li> <li>●情報開示は、公認会計士・税理士など外部専門家による検証結果と合わせた開示が望ましい。</li> </ul>

# 【都内中小企業の声】

- 現経営者である自分の<u>右腕である従業員に事業承継を打診したが、借入の経営者</u> 保証がネックとなって断られた(製造業)
- <u>預金額の半分程度の借入をしているがすべて個人保証を取られており</u>、承継する にあたり解除してもらいたいと思っている(卸売業)
- 自身が承継する際に、<u>取引金融機関に対して事業計画などを説明し、経営者保証</u> を解除してもらった(製造業)

#### <具体的な項目>

- ▶ 「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底(国・東京都)
  - ・金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化
  - ・中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた経営支援の強化
- ▶ <u>(新)「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」</u>の周知徹底および利用促進(国・東京都)
  - ・中小企業経営者のみならず支援機関、金融機関などへの周知強化
  - ・運用状況のモニタリング調査の実施
- ▶ 信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件緩和、 および周知活動の徹底(国)

### IV. 第三者承継(M&A)の推進

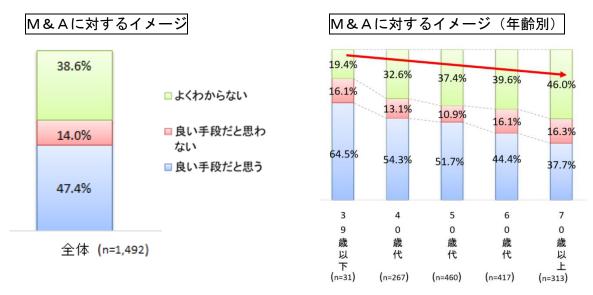
### 1. 中小・小規模M&Aの推進

親族や社内に後継者候補が存在しない中小企業が廃業を回避し、事業を継続するための有用な手段が、第三者承継(M&A)である。しかし、2019年版「中小企業白書」によると、事業承継した経営者と後継者の関係について、親族内承継が過半数を占める一方で、社外への承継は2割未満にとどまり、依然として第三者に事業を承継する経営者は少数派である。当商工会議所の調査によると、M&Aに対して、「良い手段だと思う」と回答する割合が約5割を占めている一方で、約4割が「よく分からない」と回答しており、また、M&Aに対して、「乗っ取り」や「リストラ」など、敵対的、ネガティブなイメージを持っ

ている中小企業経営者も多く存在する。とりわけ事業承継が間近に迫っている 60 代、70 代 の経営者ほど理解度が低いことから、後継者不在の中小企業が廃業を回避し、M&Aを事業承継の有効な手段として選択するためにも、M&Aに対する正しい理解促進や、イメージの向上が必要である。

また、実際にM&Aを検討する際、企業は自社の魅力向上に向けた事業の磨き上げや、会社資産と経営者個人の資産の線引きなど、会社内部の整理に係る準備期間と、相手探し(マッチング)からクロージングまでに相当の期間を要するものである。そのため、早期から事業承継の選択肢の一つとしてM&Aを位置づけ、計画的にこれらの準備を進めていく必要がある。なお、今後新型コロナウイルスの影響により廃業を選択する経営者の増加も予想される。価値ある事業を次代へつなぐという観点からも、M&Aを活用し、全部譲渡のみならず一部譲渡についての早期検討の促進が重要であることから、令和2年度の一次補正予算で創設された「経営資源引継ぎ補助金」の継続・拡充をお願いしたい。一方で、事業の成長を目的として、後継者不在の中小企業の事業譲受(M&A)を希望する企業も増加していることから、M&Aなどを通じて事業再編・統合に取り組む中小企業を後押しする税制措置の創設を検討されたい。

後継者候補不在の中小企業の第三者承継(M&A)の促進・支援について、事業引継ぎ支援センターでは、M&Aに対する幅広い相談や、センターに登録のある仲介者への橋渡し、センター内の譲受ニーズの中での承継候補先の紹介、マッチングなど、第三者の立場からM&A実行に向けた支援を行っている。これまで 5,000 社以上の相談実績のうち、民間M&A会社では対応が難しい売上高 1 億円未満の小規模の事業者からの相談が半数を占め、成約件数も年々増加傾向にあり、特に小規模M&Aの促進に大きく寄与している。今後も中小企業、特に小規模の事業者におけるM&A実行支援を促進し、成約実績の増加を図るべく、事業引継ぎ支援センターの周知と、今後さらに相談機能強化のため、予算の拡充を図られたい。



出典:出典:東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」(2020年1月)

#### 2. 適正な中小企業M&Aマーケットの成立

近年では事業引継ぎ支援センターなどの公的機関のほか、中小企業を対象とした民間のM&A専門業者、ITプラットフォームを用いたマッチングサービス業者などが増加傾向にあり、M&Aを検討する中小企業にとって、選択肢や環境は整備されつつある。一方で、経営者にとってM&Aは、「経験や知見がなく進め方がわからない」「M&A業務の手数料などの目安がわかりにくい」「M&A支援に対する不信感がある」など、不透明な情報が多いことから、抵抗感を感じている経営者が多く存在する。

2020年3月に、中小企業庁が策定した「中小M&Aガイドライン」は、公的機関や民間のM&A専門業者、金融機関など事業承継支援に携わる関係者の適切な対応を示し、また、M&Aに関する知識、経験がない中小企業経営者にとっても、適切な仲介業者、手数料水準を見極めるための指針となりうるものである。また、本ガイドラインにはさまざまな事例が盛り込まれており、経営者にとってM&Aを身近に感じ、イメージの向上が期待される。支援に携わる関係者、ならびに経営者に対して、本ガイドラインの周知を徹底するとともに、ガイドラインに沿った適切な支援サービスがなされるよう、モニタリングに取り組まれたい。

また、増加傾向にあるITプラットフォームを用いたマッチングサービス業者については、インターネット上のシステムを活用し、中小企業・小規模事業者におけるマッチングの機会を拡大した点において評価できる。一方、掲載案件の信頼性のリスクが課題として存在しており、掲載案件の実在確認や、情報の更新に関する管理徹底などが求められている。

また、第三者承継(M&A)の取り組みに対する具体的な支援策については、昨年度、東京都において事業承継支援助成金が創設され、民間M&A会社へのアドバイザリー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることになった。本助成金は、第三者承継の促進につながることから、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対して周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。国においては、事業承継補助金や、経営資源引継ぎ補助金が令和2年度の補正予算事業に盛り込まれ、中小企業の事業承継に向けた取り組みの後押しとなるものと期待される。国や東京都による事業承継支援に対する補助金・助成金など支援制度が整備されるなか、後継者不在の中小企業・小規模事業者にとっては、M&Aはいまだに身近なものではなく、M&Aの検討に向けた後押しとなるよう、これらの支援策の周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。

### 【都内中小企業の声】

- <u>事業の多角化や新規事業展開のため、同業同士のM&Aが活発化</u>しており当社で も検討している(製造業)
- M&A仲介業者6社から立て続けに「当社を売らないか」との問い合わせがあった。 <u>提示された候補企業リストには、まったく畑違いの企業や投資会社もあり、</u> <u>うまく引き継いでくれるとは思えなかった</u>(製造業)
- 実子もおらず、従業員も若いため、<u>今後M&Aも検討していく。蓄積された技術</u> 力もあるので廃業はしない(製造業)

### <具体的な項目>

- ▶ 事業の成長を目的とした第三者承継 (M&A) を後押しする税制の拡充 (国)
  - ・(新) M&Aなどを通じて事業再編・統合に取り組む中小企業を後押しする税 制措置の創設
  - ・経営者個人が所有する事業用資産を会社に売却する場合における、登録免許 税、不動産取得税、譲渡所得税の減免
- ▶ <u>(新)中小企業やM&A支援機関に対し「中小M&Aガイドライン」の周知と適</u>切な運用に向けたモニタリングの実施(国・東京都)
- > (新)経営資源引継ぎ補助金の継続・拡充(国)
- ▶ 東京都の事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充(東京都)(再掲)
- ▶ 小規模M&A促進に向けた周知強化(国・東京都)
- ▶ 事業引継ぎ支援センターのさらなる予算拡充(国)
  - ・東京都事業引継ぎ支援センターの相談機能の強化
  - ・小規模M&Aを手掛ける専門家の育成
- ▶ 個人事業主における事業承継時の許認可手続きに関する環境整備(国)
  - ・飲食店など個人事業主の屋号の承継に関して、親族内承継、親族外承継問わず、 新規許認可取得の不要、および手続きの簡素化

# Ⅴ. その他の課題

# 1. 分散した株式の集約

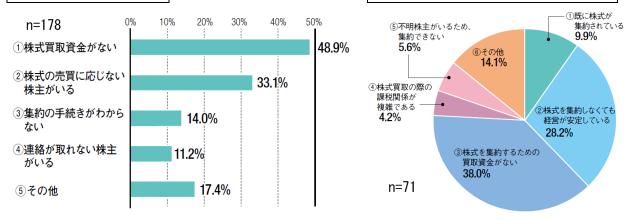
旧商法で株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があったことや、相続などによって、株式が分散している中小企業も多く存在している。安定した経営を継続するために株式の集約は重要であるが、当該非上場株式が高く評価され、経営者による買い戻しが困難なケースも多い。そのため、株式の集約化に向けた支援強化と株式評価額算定方法の見直しが必要である。

2018 年 12 月に設立された東京都事業承継支援ファンドは、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるため、ファンドに加入する地域金融機関などと連携し支援を行っていくものであり、2020 年 3 月末時点で 2 社へ投資、支援を行っている。引き続き、資金難により株式集約が図れない中小企業への積極的な支援を図るとともに、投資後においても、継続した支援強化を図られたい。

また、東京中小企業投資育成株式会社では、2020年3月までに投資先社数1,088社、投資残高418億円の実績を持ち、中小企業の長期安定株主の機能と、分散した株式の集約に寄与している。民間のベンチャーキャピタルとは異なり、「経営の自主権を尊重」「株式上場の義務付けなし」など、経営判断に中小企業経営者の意向が尊重されやすいこともメリットといえる。投資育成制度を活用することにより、中小企業の株式の集約、ひいては自己資本の充実につながることから、今後さらなる支援促進に図られたい。

# 株式の集約における障害

# 株式の集約を行わない最も大きな理由



出典:東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」(2018年1月)

# 【都内中小企業の声】

- 面識のない血族に株式が分散していて、<u>集約に苦労している。同族判定の範囲</u> <u>を縮小してもらいたい</u>(製造業)
- <u>経営に関与していない親族が保有する株式が、相続によってさらに分散していくことを危惧</u>している。買い戻したいが、価格交渉でなかなか応じてくれない (製造業)
- **分散した株式の集約**が、事業承継や経営上の障害となった(製造業他複数)

# <具体的な項目>

- (新)分散した株式の集約に向けた支援強化(国・東京都)
  - ・融資、事業承継支援ファンド、投資育成などによる支援、周知の強化
  - ・(新) 東京中小企業投資育成株式会社の認知度向上に向けた活動の徹底
- ▶ 分散した株式の集約に向けた株式評価額算定方法の見直し(国)
  - ・同族判定の範囲の縮小(血族:6親等内(はとこ)、姻族:3親等内(配偶者の 甥姪)など)
  - ・同族会社における配当還元方式での評価方法の適用

#### 2. 後継者教育

円滑に事業を承継し、継続的に企業が発展していくためには、後継者の経営者としての 資質やリーダーシップが必要不可欠である。当商工会議所の調査によると、事業承継対策 における主な課題として「後継者教育」と回答する企業が多かったが、2019 年版中小企業 白書によると、後継者教育の実施状況について、半数以上の中小企業が後継者教育を行わ なかったと回答しており、必要性を感じながらも実行に至っていないのが実態である。近 年では、さまざまな支援機関が後継者教育のカリキュラムを設けていることから、活用に 向けた積極的な周知を図るとともに、中小企業の多様なニーズを満たすべく、さらなる充 実に向けた予算の拡充を図られたい。また、一定水準を満たすカリキュラムで構成されて いる民間教育機関においては、支援機関として認定するとともに、当該認定支援機関が行 うゼミナール(連続したセミナー)の受講料などの補助制度を創設すべきである。

また、後継者教育においては、経営知識だけでなく、事業承継や多くの経営課題を乗り越えてきた先輩経営者の知恵を借りることが非常に有効であり、先輩経営者からレクチャーを得る機会を盛り込むべきである。

他方で、実際に承継後、自身の右腕となる人材の確保・育成に悩む後継者も多いことから、後継者教育にくわえ、後継者の右腕となる経営幹部育成のための新たな取り組みを進めるべきである。

### 【都内中小企業の声】

- 承継した際、<u>金融機関との付き合い方や資金繰りなど、独学で学ばざるをえな</u> <u>かった。</u>商工会議所など支援機関でより深い内容の講習会を行ってほしい(建 設業)
- <u>東商支部の後継者塾を活用</u>した。繊細なテーマを同じ立場のメンバーで議論をすることで、スキルアップのほか、いまでも<u>経営相談などができる仲間を得た</u> (製造業)
- 従業員承継に向けて、<u>後継者候補に経営の研修を受けさせている</u>(情報通信業)

#### く具体的な項目>

- ▶ 後継者教育の充実(国・東京都)
  - ・多様なニーズに対応できる支援機関による後継者教育のカリキュラム充実
  - ・(新)一定水準を超えるカリキュラムを有する民間機関を認定支援機関とし、 受講料補助制度の創設
  - ・後継者塾などの後継者教育を受講した場合の費用を補助する制度の創設
  - ・後継者の承継後のフォローカリキュラムの創設
- ▶ 社長の右腕となる経営幹部の育成に対する支援拡充(国・東京都)
  - ・事業承継支援助成金の拡充 (再掲)

以上